

第1311回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成26年7月24日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 2人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1310回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件、報告5件

イ 非公開の承認

議案1件、報告2件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関する事及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

向島中学校区の統合要望書の提出について

(事務局説明)

○堀本 学校統合推進室担当課長

伏見区の向島中学校区内の向島南小、向島二の丸小、二の丸北小、向島中で児童生徒数の減少が進む中、4校のPTAと地元3学区において、学校統合を含めたより良い教育環境の在り方に関して検討が進められ、この度、地元3学区において「3小学校を統合し、向島中

学校と合わせて、施設一体型の小中一貫教育校の創設を目指す」ことで合意され、7月14日に要望書が教育委員会に提出された。

向島ニュータウン内の二の丸北小では児童数が70数名になっており、昨年5月に二の丸北小PTAから他校のPTAに小中一貫教育校創設の検討を依頼され、検討が重ねられた結果、平成26年2月に各校PTAの臨時総会で小中一貫教育校の早期創設を目指して取組を推進することを決議された。決議を受け、各小学校で学校運営協議会又は学校評議員会を母体とする検討協議会が設置されて取組が重ねられるとともに、5月に3学区合同の検討協議会が設置されて更に協議が進められ、6月26日に「PTA決議を尊重し、小中一貫教育校の早期実現を目指して、今後、3学区で連携して取組を推進する」ことで合意された。

要望書については、平成26年7月14日に向島中学校区小中一貫教育校創設検討協議会から提出を受けた。要望事項は、①31年度を目途に、全国に誇るべき小中一貫教育校を新設すること。②9学年全ての子どもたちが共に学ぶことができ、地域のシンボルとなる最新の校舎を現二の丸北小学校敷地に建設するとともに、部活動等の教育活動が多様に展開できる環境整備に努めること。新校舎の建設に際して、二の丸北小学校を向島二の丸小学校に一次統合すること。③児童生徒の状況に応じた全国の教育をリードする教育内容や指導体制を確立し、夢と希望が溢れる学校づくりに尽力すること。④開校に向けた検討課題は、地元・保護者の要望を尊重して対応すること。⑤積極的な事前交流に取り組むなど、十分な教育的配慮のもとに開校準備を進めること。⑥通学安全対策は、関係機関等との連携のもと、万全を期すること。の6点となっている。

今後、要望書の趣旨を踏まえ、31年度の開校に向け、二の丸北小学校での新校舎の整備、小中一貫教育校における教育内容の検討等を進めていく。

(委員からの主な意見)

- 3学区合同の検討協議会のメンバーは、各学区の検討協議会と同じなのか。各学区での意見が収斂された上で設置されたものか。
- 過去のドーナツ化現象から近年の都心回帰に伴い急激に児童数が減少している象徴的なケースであり、より良い学校づくりを通じて、周辺部の人口増に繋げ、適正な人口分布に繋がれば良いと思う。
- 市内中心部以外で初の学校統合であり、進め方も含めて今後のモデルとなる。地域の方々は、学校づくりをまちづくりの契機にしたいと考えておられ、地域コミュニティ再構築の全国のモデルとなりうる取組であり、地域の理解を得て、しっかりと進める必要がある。
- 今後、他の地域でも同様の状況となる可能性があり、各地域の実態に応じて適切に対応していくことが必要と思う。

(事務局)

- 3学区合同検討協議会は、各小学校区の検討協議会の代表と副代表、4校のPTA会長と校長で構成され、各学区からの意見の調整が行われた。各学区で一定の意見集約が進んだ後に設置されたものである。
- 周辺部で児童数の減少が見られる学校があり、現在のところ具体的な検討は進んでいないが、状況を注視し適切に対応していきたいと考えている。

「新しい工業高校」の教育構想に係る検討状況等について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

＜新しい工業高校の教育内容＞

平成28年4月の開校を目指し検討を進めている「新しい工業高校」(以下、新工業高校)の教育構想については、平成24年12月に提出された「京都市立工業高校将来構想委員会」の「最終まとめ」に基づいた基本コンセプトや目指すべき人材像を踏まえ、平成25年7月に教育委員会と洛陽・伏見両工業高校の教員からなる合同プロジェクトを設置し、「教育活動の核となる科目」や「設置学科」等についての検討を開始するとともに、平成26年4月には、このプロジェクトを発展する形で、教育委員会内に両校の教員を指導主事や室員等とする「新工業高校開設準備室」を設置し、さらに両校との緊密な連携のもとに、「ものづくり」・「まちづくり」を通じて社会の発展に寄与する人材を育成する新工業高校の具体化を進めている。

教育内容の考え方と設置学科等については、

- ① 科学・技術・工学・数学の一体的な「ものづくり」を目指すSTEM教育を踏まえた新たなコースの設置
- ② 優れた技術力を有する産業界、知の集積拠点である大学等、京都ならではの教育力の積極的な活用
- ③ 環境やエネルギー、防災・減災など喫緊の社会的課題の解決を含め、「持続可能な社会」の実現に向け果たしていく「技術」の役割と、「技術」が「社会」の発展を支え、人類の幸福に貢献することを学ぶ取組の充実
- ④ 京都やわが国はもとより、世界の文化や伝統、生活など社会の多様性を学ぶ取組の充実

以上の4点を新工業高校の教育活動の柱として取り組むため、社会に役立つ製品開発、市民の暮らしを守る技術の取得、新たな価値の創造を目指す課題研究科目である「プロジェクト工学」を核として、我が国の「ものづくり」・「まちづくり」を担う人材育成を目指していく。

「プロジェクト工学」について、「防災・エネルギー・エコ・宇宙・ユニバーサルデザイン」などを主な対象とした課題発見・解決型の学習を、電気・電子・機械・土木・建築等の各専門分野で学習した技術を結集して行うものであり、「多機能型バスストップ」や「小型衛星」をプロジェクト内容の一つとして検討しているところである。

設置学科については、高校卒業後に就職を希望する生徒と更に高度な専門性を培うために大学進学を希望する生徒の両方に対応するため、「工業科」と理数系の「その他専門学科」の2つの学科を設置し、生徒の進路希望の実現を図っていきたいと考えている。

「工業科」においては、主に就職希望者のニーズに応じ、企業が求める専門性の基礎を培うとともに、その教育課程において、選択科目の設置を充実するなどして、就職から大学へと進路希望が変更になった場合においても柔軟に対応していきたい。

上記①を具現化する「その他専門学科」においては、大学で通用する力を養成するため、科学・技術・工学・数学の一体的な「ものづくり」を目指すSTEM教育の趣旨を踏まえ、理数系の応用科目や英語系の科目を充実させ、理工系大学の進学を目指していく。

<新工業高校への洛陽工業高校及び伏見工業高校（全日制）生徒の受入れについて>

新工業高校開校後における洛陽工業・伏見工業高校の在校生の取扱いについてであるが、先述のとおり、新工業高校の教育内容は、現在の両工業高校とは異なるとともに、また理数系の「その他専門学科」を設置するため、生徒が機械工作などの実習に要する総時間数は現行より少なくなる。このため、新工業高校の施設については、実習系の教室は必要最小限とし、理数教育や「プロジェクト工学」における製品制作を行ったり、演習形式の授業を行ったりする教室など新しい教育内容に対応した整備を予定している。

こうしたもと、開校時の平成28年度において、両工業高校の在学中の2・3年生を新工業高校に受け入れるためには、現行の教育課程に対応した施設に整備した上で、新しい教育課程に対応した施設に改めて改修する、またはテニスコート等を利用して仮設校舎を建築する等が考えられるが、これらの場合では、多くの施設が、当該2学年が在籍する2年間だけ使用し、この学年の生徒が卒業した後には不要になることから、新工業高校開校時の平成28年度においては、両工業高校の在校生は現在地の施設で学習することとする。

なお、平成29年度については、両工業高校の在校生が3年生の1学年のみとなるため、2年生の段階で3年生での実習を前倒しするなどの工夫を行い、新工業高校への受入を図っていききたい。

<伏見工業高校跡地における「新しい定時制単独高校」の創設に向けた検討について>

伏見工業高校の定時制については、昼間と夜間の2つの定時制があるが、夜間定時制からは、近年、働きながら学ぶことを目的とした生徒が減少する中、中途退学や不登校経験のある生徒や特別な支援が必要な生徒をはじめ、多様な生徒が入学している状況を踏まえ、「不登校・発達障害により集団生活に馴染めず全日制高校に行けない生徒が学び直し、社会的に自立していく」ための夜間定時制学校として、現在地での教育活動の継続を要望されている。

こうした現場の要望を踏まえ、不登校経験のある生徒や発達障害のある生徒へのきめ細かい教育の充実が求められているなどの状況も勘案し、伏見工業高校跡地の一部を活用して、今後、高校関係者はもとより、学識経験者や中学校関係者等の意見も聞きながら、「新しい定時制単独高校」を整備する方向で検討を進めていきたいと考えている。そのため、夜間定時制については、現在地に残ることとしたい。

また、昼間定時制は、京都市立工業高校将来構想委員会からの『「働くことを通じて学ぶ」という設置趣旨が十分中学校に浸透せず、目的意識が乏しい生徒が多く入学する実態がある状況のもと、京都府教育委員会が平成27年4月開校を表明している「京都フレックス学園構想」の設置趣旨や教育理念が重複する部分が多い中、そのあり方を見直すべき』であることと、また、『昼間定時制でこれまで蓄積されてきた産業界との連携による教育実践は、全日制において採り入れることを検討すべき』であるという提言を踏まえ、昼間定時制の良さを新工業高校において最大限活かしていくとともに、先述の平成27年4月開校予定の府立清明高校（昼間2部制）の設置に伴い、平成27年度選抜から募集停止する方向で、現在、京都府教育委員会と協議を進めているところである。

<生徒・保護者への周知>

生徒や保護者、中学校への周知については、新工業高校の設置学科や教育課程など順を追って具体化した段階で、中学校現場に速やかに情報提供しつつ、主に新工業高校1年生となる現中学2年生の生徒・保護者を対象とした説明会を適宜開催するなど、生徒・保護者はもとより、地元や同窓会等の関係者に対しても、丁寧な周知に努めていく。

(委員からの主な意見)

- 定時制教育を取り巻く環境は流動的であり、今後も教育内容の検討を続ける必要がある。
- 新工業高校の1期生となる現中学2年生はもとより、高校3年生時点で新校へ通う現中学3年生・保護者に対しても、学校説明会等を通じて丁寧に説明をしてほしい。
- 設置学科について、生徒のニーズに応えるため、従前からの工業科と新たに進学系の専門学科を設置すること。普通科から理工系大学へ進学する生徒も多いため、中学校での適切な進路指導が出来るよう、進学系の専門学科については、一般的な普通科の理系進学コースとの違いを明確に打ち出すことが必要である。今後、中学校現場や大学と十分連携を図り検討してほしい。
- 新しい工業高校の学校名について、「工業」という名称を残すかどうかは検討が必要。
- 両校の視察を通じて、単に数学などの理論を学ぶだけでなく、ものづくりの専門的学習を通じて、教科の理解を深める工夫をされている教員の教育実践を目の当たりにして、非常に感銘を受けた。今後も様々な視点から工業教育を実践していくためのコーディネイト力など、教員にも新たな能力が求められるため、求める教師像も開校に向けて検討してほしい。
- 工業高校ならではの専門性を大切にして、本市の新しいキャリア教育の推進力となる魅力あふれる学校づくりに努めてほしい。

(事務局)

- 中学3年生への周知については、来月の両工業高校における学校説明会以降も、丁寧に説明してまいりたい。
- 中学生や保護者へのわかりやすい説明が、中学校長会からも求められており、新工業高校の核となる「プロジェクト工学」の具体例など、普通科高校との違いを明確に打ち出すことができるよう努め、中学校の進路指導の円滑化を図りたい。
- 理工系大学の関係者からは、「普通科出身の学生は図面が読めない、機械加工の基本が理解できていない」など、ものづくりの基礎知識・技術が備わっていないという指摘がある。一方で工業高校出身の学生は工業の専門性が高く、研究室においてもリーダーシップを発揮するケースが多いと聞く。新工業高校における進学系の専門学科については、設計や加工等の基礎も学ぶとともに、進学対応もしっかり行い、大学に通用する力を養成し、進路保障を行っていききたい。
- 大学入試については、工業高校を対象とした推薦入試制度やAO入試等がある大学も多く、伏見工業高校では、らせん水車を活用した小水力発電の研究成果が認められ、国立大学に進学した生徒もいる。今後も高大連携を一層充実させ、普通科にはない魅力ある取組を進めていきたい。
- 学校名については、今後、具体的に検討してまいりたい。
- 地域連携はもとより、産業界や大学とも連携を進めていく中で、教員自身も最先端のものづくり・まちづくりを経験する機会も増やして多くの刺激を受けてもらうなど、新工業高校における教育力を一層向上してまいりたい。

「京都市いじめ防止対策推進条例（仮称）」（素案）の概要への市民意見募集の結果について

(事務局説明)

○ 大橋 生徒指導課長

「京都市いじめ防止対策推進条例（仮称）」（素案）の概要に対し、6月3日から7月2日までの30日間市民意見の募集を実施した。様々な機会を捉え、広く市民の皆様への周知に努めた結果、561人の方から721件の意見を頂き、全体の約8割が小・中・高校生、残りの2割は30代・40代、50代から一定均等に御意見を頂いた。

「1 基本的な考え方」については、条例制定に賛同する御意見が多く寄せられる一方、「条例を制定してもいじめはなくなる」という御意見も少数だがあった。本市の考え方の（案）では、本市のいじめの問題に対する考え方、子どもを共に育む京都市民憲章の制定に基づく市民ぐるみの取組の経過、条例の制定により、子ども自身がいじめを許さない力の育成、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の構築を推進することなどを述べたいと考えている。

「2 目的」については、「早期発見の重要性」についての御意見があった。「3 基本方針」については、「いじめの加害者への配慮が必要」などの御意見があり、本市の考え方の（案）では、市民等との緊密な連携の下、いじめの防止等の取組を推進し、子どもたちの心身の健全育成に努めること、いじめの加害者への指導に際しては、経過や背景も踏まえ、粘り強い指導をしていくことなどを述べたいと考えている。

「4 用語の定義」については、条例の適用範囲やいじめの定義を具体的にすべき等の御意見があり、本市の考え方の（案）では、いじめの態様の情報発信に努めることなどを述べたいと考えている。

「5 本市等の責務等」について、「幼児期からの育ちの教育環境の整備」「教職員の見逃しのない観察の重要性」等に関する御意見があり、本市の考え方の（案）では、本市としても見逃しのない観察や道徳教育の充実は重要であると考えていること、子どもに集団の一員としての自覚や自信を育むことの重要性などについても述べたいと考えている。

「6 私立学校等との連携」については、「私学にも京都市の子どもが多いので取組の徹底をお願いしたい」などの御意見があり、本市の考え方の（案）では、私学等の設置者との連携を図りたいいじめの防止等の施策の展開などについて述べたいと考えている。

「7 保護者の責務及び市民の役割」については、「大人の姿が我が子の姿であることをもっと知り、家庭で規範意識について真剣に教えて欲しい」等の御意見があり、本市の考え方の（案）では、子どもを共に育む京都市民憲章の趣旨も踏まえ、子どもの健全育成に向け、今後とも市民ぐるみの取組を展開することなどを述べたいと考えている。

最も多くの意見が寄せられた「8 子どもの役割」については、「周りが気づくことが大切」「子ども自身が行動し、意識を変えていくことが大切」などの御意見が寄せられた一方で、「相談することによって、さらにいじめが発展するかもしれない」「相談しにくい人もいるので、教員や家族など周りの大人に気付いてほしい」といった御意見もあった。本市の考え方の（案）では、子ども自身がいじめの問題を主体的に考え、取り組む活動を推進していくとともに、安心して相談できる環境の整備や様々な相談体制の周知・活用を述べたいと考えている。

「9 京都市いじめ防止対策推進指針の策定」については、「いじめ防止対策推進指針策定へ賛同する」などの御意見があった。「10 学校いじめ防止基本方針の策定」については、「学校におけるいじめ防止基本方針の策定を期待している」、「各校で充分討議・検討されることを望む」等の御意見があり、本市の考え方の（案）では、本市としても各校がいじめ防止の基本方針を策定・公表し、学校と家庭、地域の一層の連携の下、いじめ防止の取組を進めていくこと

などを述べたいと考えている。

「11 財政上の措置」については、「財政上の措置に加え、被害者の心身へのケアの重要性」についての御意見や「12 子どもの豊かな心と規範意識を育む有識者会議の設置」については、子どもを共に育む京都市民憲章の実践推進条例により設置された推進会議と一体的に運営してはどうかとの御意見があった。

「13 重大事態への対処」「14 市長の再調査」「15 第三者の参画」について、「調査対象となる重大事案を絞ってはどうか」「教育委員会からの報告に対して、市長の再調査が盛り込まれていることで、しっかりとした調査されることを願う」などの御意見があり、本市の考え方の（案）では、本市としても調査を行う場合には第三者に参画頂くなど、調査の公平性・中立性を図っていくことなどを述べたいと考えている。

全体的な御意見等をまとめている「16 その他」については、「周知の徹底」「犯罪となる行為への毅然とした対応」などの観点から意見があった。本市の考え方の（案）では、周知・啓発は大変重要であると考えており、様々な広報媒体を用いて周知を図っていききたいこと、犯罪行為として取り扱われるべき事案については、警察と連携して対処していくことなどを述べたいと考えている。

市民意見募集の結果とそれに対する本市の考え方（案）については以上であり、市民意見募集の結果も踏まえ、条例案を9月議会に提案する予定である。

「京都いじめ防止対策推進条例（仮称）」を契機として、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、市民ぐるみで子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の実現に努めていく。

（委員からの主な意見）

- 子どもからの意見が多いが、どのように意見を集約したのか。
- 意見募集の際、子どもを共に育む京都市民憲章との連携などはあったか。
- 今後、どのように周知し、徹底していくかが重要である。
- 本人がいじめていることに気付いていない場合や誤解などもある。当該行為がいじめであるかどうかではなく、いじめが生じたことに対する教育や、速やかな対処など、事実を認め、生かしていく教育的な視点が重要。
- いじめの問題を、学校や集団の中で子ども同士の人間関係づくりについて考える契機としてほしい。

（事務局）

- 各校が生徒会等で取り上げたため、子どもからの意見が多い。まさにこのような取組自体が、子ども自身がいじめやその防止等について考え、行動する契機となっていると考えている。
- 京都はぐくみ憲章との連携については、京都市いじめ防止対策関係者会議に保護者・市民団体等に参画頂いており、意見募集の際にはPTA連絡協議会等でも説明のうえ資料の配布などを行っている。
- 御意見の中にもあったが、条例の周知・施行後の取組が重要であると認識しており、条例のねらいを周知するとともに市民ぐるみでいじめの防止等の取組を推進してまいりたい。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案1件、報告2件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議案事項

京都御池中学校・複合施設整備等事業契約変更について

(事務局説明)

京都御池中学校・複合施設整備等事業契約の変更に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出ようという議案である。京都御池中学校・複合施設整備等事業契約について、契約金額6,538,644,310円を6,553,467,118円に変更する。

この契約金額の内訳は、施設整備費相当額の5,426,014,094円と維持管理費相当額の1,112,630,214円を合計したものであるが、このうち維持管理費相当額について、平成26年4月からの消費税率8%への増加に伴い、14,822,808円増額し、1,127,453,022円に契約変更するものである。

カ 報告事項

京都市立小中学校耐震化事業実施契約の変更について

京都市立学校耐震化事業実施契約の変更について

京都市立小学校冷房化事業実施契約の変更について

京都市立音楽高等学校移転整備事業実施契約の変更について

(事務局説明)

「京都市立小中学校耐震化PFI事業」「京都市立学校PFI事業」「京都市立小学校冷房化等事業」「京都市立音楽高等学校移転整備事業」について、消費税率8%への増加に伴い、契約金額を変更するものである。

さきほど議案として御提案した「京都御池中学校・複合施設整備等事業」は、京都市で初めてのPFI事業であり、教育委員会から議会へ提案し、契約を結んでいるため、契約変更も教育委員会から議会へ提案する必要がある。

しかしながら、京都御池中学校の整備事業より後のPFI事業は、全て京都市の契約課で契約を行い議会上程されているため、「京都市立小中学校耐震化事業」等の4件の契約変更は契約課から9月の議会へ提案される。

それぞれの事業内容は、「京都市立小中学校耐震化事業」は、太秦小・鏡山小・旭丘中・近衛中の耐震化事業を行うもので、契約期間は平成21年12月10日から平成28年3月31日までであり、今回109,200円の増額変更を予定している。

「京都市立学校耐震化事業」は、京極小・烏丸中・西ノ京中・銅駝美工の耐震化事業を行うもので、契約期間は平成22年12月10日から平成28年3月31日までであり、今回526,500円の増額変更を予定している。

「京都市立小学校冷房化等事業」は、小学校普通教室への空調整備事業で契約期間は平成18年3月17日から平成31年度3月31日までであり、今回8,023,400円の増額変更を予定している。

「京都市立音楽高等学校移転整備事業」は、現在の京都市立堀川音楽高校の整備事業で、契約期間は平成20年6月5日から平成37年3月31日までであり、今回10,452,090円の増額変更を予定している。

(委員からの主な意見)

- 契約期間中の業者への支払いは年度ごとの支払となっているのか。
- 契約時の消費税率に基づいた支払いとはならないのか。

(事務局)

- 毎年度、定められた額を業者に支払っている。
- 消費税等の増税に係る費用は京都市が負担すると契約書に記載されている。

市立中学校元教諭の教員免許状所持に関する疑義について

(事務局説明)

○東 教職員人事課長

平成24年4月に本市が正規採用した元教諭は、平成26年3月末に教員免許更新制の修了確認期限を迎えるが、申請期限の26年1月末になっても必要書類等の提出がされなかったため、本人に更新の意思の有無等を確認するため、3月10日に面談を予定していたところ、当日、JR山陰線で電車にはねられ死亡した。

元教諭の死亡以降では、「教員免許管理システム」において元教員の免許情報の検索や、全国の都道府県教育委員会への免許状発行の有無に関する文書照会を検討したが、次の4点を考慮し、行っていない。

- ① 教員免許管理システムに登録がなかった場合や都道府県教育委員会への文書照会において発行がなかった場合には、免許不所持の可能性は高まるが、一方で、データ入力漏れ等の可能性もあり、免許不所持は確定しない。
- ② 上記①も踏まえ、元教諭本人の意見陳述の場も設け、再度確認を行うことが通常の事務手順であるが、元教諭自身が死亡しているためそれが行えず、免許不所持の確定が困難。
- ③ また、仮に免許状が不所持であっても、「生徒への再授業の必要性がない」ことを文部科学省に確認しており、直接的な不利益が生徒に発生しない。
- ④ さらに、元教諭が死亡したことを受け、当時指導を受けた生徒・保護者は少なからず動揺しており、更なる影響を避ける必要がある。

続いて、教員免許管理の改善策について、本市においては、適正な教員免許管理に向けた取組を既に進めている。正規教員の採用時や常勤講師等の任用時の免許状原本の確認については、

- ① 平成25年11月から、常勤講師等の任用時における免許状の原本確認を実施し、任用の決定書にも写しの原本証明を添付している。
- ② また平成26年度の新規採用教員から、採用時の免許状の写しによる確認を、原本確認に厳格化している。

- ③ さらに、現職の全ての正規教員の免許状の写しの保存についても、今年度導入した「教員免許管理簿」により、教員個人ごとに、免許状原本と照合した免許情報を記載し、原本証明を行った免許状の写しを添付している。作成した「教員免許管理簿」は、今後の異動先にも引き継ぐことで、更新状況等を反映し、円滑な更新手続とともに、免許の写しの永年保存も実現できる。

こうした取組を着実に実施し、学校教育への保護者・市民からの信頼の確保に努めてまいる。

(委員からの主な意見)

- 事情を聴取する日に亡くなったのか。
- 元教諭の所属していた中学校に対し、生徒や保護者からの問合せはあるのか。
- 教員免許管理システムは、市教委では使用できないのか。
- 元教諭の免許状所持について、京都市教育委員会から京都府教育委員会へ照会することは検討しなかったのか。
- 今回の判断には、関係者への配慮、個人情報取り扱いをはじめ行政上の制約など様々な要素があったことは理解できる。一方で、本事案を踏まえて、免許情報に関する免許管理者と任命権者の関係の整理など、改善を進めていく必要があるのではないか。

(事務局)

- 面談の当日に死亡した。面談の予定時間になっても来庁がなく、警察から電車にはねられたとの連絡が入った。
- 新聞記事では学校名は記載されていなかったこともあり、問合せは現段階ではない。生徒への影響を第一に考え、対応を検討していきたい。
- 教員免許管理システムは、平成 21 年度開始の免許更新制に伴い、複数の都道府県教育委員会から免許状の授与を受けている者の免許状を漏れなく更新するなど、円滑な免許更新事務のために、免許管理者である全ての都道府県教育委員会により開発・導入されたもの。任命権者であるが、免許管理者ではない京都市教育委員会は使用できない。
- 元教諭の死亡時点では、採用時に免許状の写しで確認を行っていることや、死亡に至った原因と免許所持が関係しているものと断定することはできない状況にあった。こうした中、先ほど説明した 4 点の理由とともに、本市の個人情報保護条例の観点からも、個人情報の提供・収集に慎重な意見があったことから、照会を行わなかった。一方、市民への説明責任を果たし切るためには、死亡後に京都府教育委員会へ照会を行う等の対応も選択肢の一つであったと考えている。
- 元教諭の死亡という特殊な事情があるものの、教員の免許情報について任命権者として確認しきれないことは課題であり、教員の採用時・任用時における免許確認の厳格化や教員免許管理簿の作成を進めている。今後は教員免許管理システムの活用に向けた京都府教育委員会との調整などを進め、適正な免許管理を実現し、教育行政の信頼確保に努めてまいりたい。

(4) 閉会

12時00分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長